

令和5年度大学入学者選抜実施要項等(令和4年6月3日)に関するQ&A

令和4年7月29日
令和4年11月9日更新
令和4年12月21日更新
令和5年1月5日更新
文部科学省高等教育局
大学教育・入試課大学入試室

第3 入試方法

- Q1 専門職業人養成を目指す学部・学科において、当該職業に従事することへの受験生の意欲や適性をこれまで以上に評価できるように学校推薦型選抜や総合型選抜の募集人員を今後増やしたいと考えているが、それぞれの選抜区分の募集人員に上限はあるのか。 8
- Q2 新たに設定された「多様な背景を持った者を対象とする選抜」について、大学で何らかの対応が必要なのか。必要な場合、具体的にどのような者を対象に選抜をすればよいのか。 8
- Q3 新たに大学入学者選抜実施要項の「第3 入試方法」に追加された「多様な背景を持った者を対象とする選抜」については、試験期日、入学願書受付期間、合格者の決定発表の時期等が定められていないが、大学において適宜定めてよいのか。 8

第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

- Q4 第7の1に定められている「入学者選抜に関する基本的な事項」発表後において、大規模な災害の発生などにより当該大学において入学者選抜が実施できない場合を除き、変更してはならないこととされている「受験者に不利益を与える恐れのある変更」とは具体的にどのような変更か。 9

第9 出願資格

- Q5 大学に入学を出願することのできる者の根拠規定として、学校教育法第90条の規定に加え、なぜ下位規則である学校教育法施行規則第150条及び第154条の規定を明記したのか。 9
- Q6 専修学校高等課程の修了者は全て出願資格を有するのか。 10

第13 その他注意事項

- 4 入学者選抜の公平性・公正性の確保関係 10

- Q7 例えば、面接の待機中における試験室での電子機器の使用等、実施要項に例示されていない行為も、大学の判断で不正行為に該当する行為としてもよいか。 10

- 8 災害等の不測の事態への対応関係 10

- Q8 危機事象発生時のマニュアル等の作成や見直しに当たり、警察や消防へ相談することとした意図はなにか。 10

- Q9 大学として危機事象発生時の対策マニュアルが整備されている場合でも、入試に特化したマニュアルの作成が必要か。 10

第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等

1 試験期日等(2)関係	11
(受験機会確保を必要とする対象者関係)	11
Q10 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替の設定(以下「追試験又は振替受験の設定」という。)を要請する趣旨は、新型コロナウイルスに罹患又は罹患しているおそれのある者の受験機会を確保するためということか。	11
Q11 追試験又は振替受験の設定を行う対象者は新型コロナウイルスに罹患又はその濃厚接触者に限定してよいか。	11
Q12 受験予定だった試験を新型コロナウイルス感染症等に罹患したことを理由に追試験を許可する場合に診断書等の提出を求めるることは可能か。	11
(受験機会確保関係)	12
Q13 実施するすべての個別学力検査において、追試験又は振替受験の設定が必要なのか。また、この対応については、事前に大学のホームページ等で公表をした方がよいか。	12
Q14 追試験又は振替受験の設定はいつまでに公表すればよいのか。	12
Q15 複数の試験日程終了後にそれぞれの試験の追試験を一括して実施することは可能か。	12
Q16 「追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替」を行う代替措置として、受験料を返金し、改めて別日程の一般選抜の受験を案内することは可能か。	12
Q17 Q16に関する対応が可能な場合に、当初予定していた受験料よりも案内する一般選抜の受験料が高額となっても構わないか。	12
Q18 Q16に関する対応において別日程を案内したが、入学志願者が受験しなかった場合には、大学としては受験機会を確保するための措置を講じたものと考えてよいか。	13
Q19 追試験又は振替受験の設定を要するのは、総合型選抜・学校推薦型選抜を含むすべての選抜においてなのか。	13
Q20 Q19に関連して、2月1日以前に個別学力検査を実施すれば受験機会の確保のための配慮は不要なのか。	13
Q21 一般選抜における個別学力検査において別日程への受験の振替を行う場合、総合型選抜で実施する個別学力検査に振り替えることは可能か。	13
Q22 共通テストを利用しない一般選抜の追試験を、共通テストと入学志願者本人の記載する資料を組み合わせて選抜することを検討しているが、大学入試センターから成績提供をしてもらえるのか。	13
Q23 一般選抜後期日程しか実施しない国立大学が追試験を実施する場合、令和5年3月 25 日までの学力検査や3月 31 日までの合格発表を行うためには、2週間程度の期間を設けることが困難であるが、どのように対応すべきか。	14
Q24 「令和4年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について(依頼)」(令和4年1月 11 日付け3文科高第 1161 号高等教育局長通知)で要請された個別学力検査の追試・振替試験のいずれも受験できなかった者に対する再度の追試の設定等については、令和5年度大学入学者選抜においては特段の対応は不要という理解でよいか。	14

Q25 3月末に実施する試験の追試験を実施、合否判定をする場合、追試験の期日が3月 26 日以降となったり、合格発表が4月1日以降となることは許容されるのか。.....	14
Q26 3月末に試験を実施する場合は、追試験を実施しなくともよいという理解でよいか。..... (受験機会の確保のための個別学力検査関係)	14
Q27 「個別学力検査」には、小論文、面接、実技検査等は該当しないと考えられるため、これらの選抜においては、実施要項における受験機会確保の措置(追試又は振替受験の設置)を必ずしも求めるものではないという理解で良いか。.....	14
Q28 一般選抜において個別学力検査実施日と面接試験実施日が異なる場合に、新型コロナウイルス感染症等に罹患したため、面接試験のみ受験できなかった受験生に対し、追試等の対応が必要か。.....	15
Q29 新型コロナウイルス対策として、最初から個別学力検査を取りやめて大学入学共通テストの結果で選抜するように変更してよいか。.....	15
Q30 追試験を実施する場合、受験予定だった試験と追試験で出題する教科・科目に差異があつてもよいか。.....	15
Q31 別日程への振替を行う場合、本来受験する予定だった試験で出題する教科・科目と異なる教科・科目を受験することになっても問題ないか。.....	15
Q32 本来受験する予定だった試験で個別学力検査を実施している場合において、追試験は個別学力検査を実施せず、小論文や面接のみで選抜を実施することや大学入学共通テストの成績と調査書等の書類審査のみで選抜を行うことは可能か。..... (定員管理関係)	16
Q33 募集人員の考え方について、追試験を実施する場合、対象受験生は、本来受験する予定だった試験における受験生として取り扱うということでよいか。また、振替を実施する場合、対象受験生は、振替先の試験の受験生として扱うということでよいか。.....	16
Q34 選抜における最後の日程において追試験を設けた場合、追加合格者数が想定できず、入学定員充足率に影響が生じることが考えられる。令和5年度大学入学者選抜においても昨年度のような、入学定員超過に係る取扱いを緩和することは検討しているか。.....	16
1 試験期日等(5)関係.....	16
Q35 資格・検定試験等を選抜の資料に活用している場合について、既に延期又は中止になった検定日等があり、受験生が出願時に必要な資料を準備できない場合には、例えば合否判定の開始前まで提出期限を延期することは可能か。.....	16
Q36 実施要項第 14 の2(4)について、「新型コロナウイルス感染症の影響により、出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。」こととされているが、「記載が少ないと等」の「等」には、新型コロナウイルス感染症の影響による出席停止等も含まれていると理解してよいか。.....	17
Q37 オンラインを活用した特例の授業の参加日数について、「記載の有無によって、特定の入学	

志願者を不利益に取り扱うことがないように」とあるが、記載されている場合は評価対象としてよいか。.....	17
3 その他(1)関係	17
Q38 受験機会確保の方策について、大学が公表する際には、具体的な追試験の実施期日や振替先の日程、その教科・科目まで明示する必要があるのか。または、当該選抜において追試験や別日程への受験の振替を行うということのみ公表すればよいのか。.....	17
別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について	
Q39 別紙様式1(調査書様式)の記載事項の順番や、枠の配置を変更しても構わないか。.....	17
Q40 各都道府県教育委員会等が構築した校務支援システム等において、調査書の各欄に文字数制限があり、必要な情報が記載出来ない場合、どう対応すればよいか。.....	17
Q41 調査書の枚数が任意となったことに伴い、A4用紙で出力して2枚以上となる場合、①2枚目以降の紙に生徒氏名が記載される欄が無いが問題は無いか。②最終頁にしか、学校長印が押される欄が無いが問題は無いか。③ホッチキス止めを行う必要があるか。その際、契印を押す必要があるか。.....	18
Q42 調査書の印刷の出力形式について、A4の資料2枚をA3用紙に印刷し、大学に提出して構わないか。.....	18
Q43 Q42 について、「調査書記入上の注意事項等について」の4のとおりA4で出力する場合も大学に確認が必要なのか。.....	18
Q44 平成31年4月1日より、高等学校等では従来の「総合的な学習の時間」に代わり、新高等学校学習指導要領による「総合的な探究の時間」が先行実施されていることから、本年6月3日付けで周知されている実施要項の別紙様式1の調査書の「総合的な学習の時間」と表記されている箇所は、「総合的な探究の時間」としてもよいか。.....	18
Q45 部活動における入賞歴などは、「7. 指導上参考となる諸事項」の「(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等」及び「(5)表彰・顕彰等の記録」のどちらに記載すればよいのか。.1 9	1
Q46 「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、該当する欄を削除してもよいか。.....	19
Q47 「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、「0」と記載すべきか。また、他の「出席しなければならない日数」等も同様に記載しなくてよいのか。.....	19
Q48 「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、全ての学年について記載しないということか。.....	19
Q49 指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記録の作成が求められる前(令和3年4月1日以前)から、オンラインを活用した学習指導を実施していたが、指導要録上の記録はしていなかった。この場合、当該日数は調査書に記載しなくてもよいか。.....	20
Q50 当初参加を予定していた大会名等を記載する場合、どの程度の大会であれば記載することができるのか。.....	20

Q51 調査書の学校長印について、電子印鑑を使用してもよいか。.....	20
令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン	
1. 関係	20
Q52 ガイドラインのとおりに入学者選抜を実施しなければならないのか。.....	20
Q53 文部科学省が通知しているガイドラインは各大学の個別入試を対象にしていると理解すればよいか。.....	20
2. (1)関係	21
Q54 受験者間の距離が1メートルを超えていれば試験室の収容定員の半分程度を超える試験室で試験を実施してもよいのか。.....	21
Q55 発熱・咳等の症状がなく、マスクを着用できない受験生が複数名いた場合、2メートル以上の間隔での座席配置を行うことで、同室としてよいか。.....	21
Q56 マスクの着用が困難な受験生や、発熱・咳等の症状のある受験生の控室については、これら以外の一般的の受験生の控室とは別に用意すべきか。.....	21
Q57 試験前日など直前に学生又は教職員の感染が判明した場合でも予定どおり試験を実施することは可能か。.....	21
Q58 学内感染者が活動した範囲が試験実施までに特定できない場合は、どのような対応が必要か。.....	21
Q59 受験前に受験生が濃厚接触者であるかどうかを確認する方法はあるのか。.....	22
Q60 Q59 について、他の疾患等による追試験対象者と違い、診断書等での確認が出来ないことについて、自己申告のみで大学で判断してよいのか。.....	22
Q61 受験生と接触する可能性のある試験監督者等に新型コロナワクチンの接種を推奨してもよいか。.....	22
2. (2)関係	22
Q62 受験生に対し、試験当日はマスクの着用を義務付けることは可能か。.....	22
Q63 マスク着用の義務付けについて、試験時間中は会話をしないことから、マスクを外して受験することを希望する者がいる場合には、許可してもよいか。.....	22
Q64 受験時に不織布製のマスクを着用するよう、受験生に周知してよいか。.....	23
Q65-1 濃厚接触者として受験前に把握できた場合は、受験を控えてもらうべきか。.....	23
Q65-2 現在、厚生労働省から示されている療養の考え方では、高齢者や基礎疾患のある方などを除く重症化リスクの低い方について、抗原定性検査キットでセルフチェックした結果が陽性の場合であって、軽症状などのため、医療機関に行くことなく自宅で速やかな療養を開始したい者は、健康フォローアップセンターに連絡・登録し、療養することになっている。このことについて、当該療養者の療養期間中に同居家族が受験する場合、当該受験生は濃厚接触者となるのか。.....	23
Q65-3 Q65-2 の受験生が濃厚接触者となる場合について、行政検査は実施されないことにな	

るが、試験当日に無症状であれば、受験させてもよいのか。.....	23
Q65-4 Q65-2 の受験生について、家庭内における感染症対策がなされている場合は、濃厚接 触者ではなく、通常の受験生として対応してよいか。また、通常の受験生として対応する場合、 家庭内における感染症対策の有無は誰が確認をするのか。.....	24
Q66 無症状の濃厚接触者が受験を希望する場合には必ず受験を認めないといけないのか。24	
Q67 無症状の濃厚接触者の受験を認める場合の要件を満たしているかどうかの確認は、本人 からの申告のみで大学が判断してよいのか。.....	24
Q68 無症状の濃厚接触者が受験するためには公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを 要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているのか。.....	25
Q69 濃厚接触者となった受験生から、タクシー等の予約ができなかったとの連絡を受けたが、ど のように対応すればよいか。.....	25
Q70 無症状の濃厚接触者が受験する別室の監督者について、特別な感染症対策は必要か。	26
Q71 昼食時間は、例年、午前中の試験終了後から午後の試験開始までの休憩時間に設定して いる。このような設定の仕方をしていれば「時間を限定して設定」したことになるのか。.....	26
Q72 昼食以外の飲食について、受験生の控室などでの飲食は禁止とするべきか。.....	26
Q73-1 ガイドラインの改定により、昼食時の対応における「黙食」の記載が無くなつたが、昼食時 の取扱いはこれまでと何か変わることか。.....	26
Q73-2 既に大学入学共通テストの受験案内等の印刷物に「黙食」の用語を使用している場合、 修正等の対応をしなければならないのか。.....	26
Q74 全員一律に検温する必要はないとのことだが、当日の朝に検温をし忘れた受験生に対して、 検温できるスペースを設けることは可能か。.....	26
3. 関係	27
Q75-1 新型コロナウイルス感染症に罹患していたため入院していた者が退院した場合に、退院 直後であっても受験を認めることは可能か。.....	27
Q75-2 新型コロナウイルス感染症の無症状患者になった受験生が検体採取日から5日目に抗 原定性検査キットを用いて陰性確認ができた場合は、その翌日からガイドライン3.③の「新 型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の 者」に該当しないという理解でよいか。.....	27
Q76 ガイドライン3.③に新型コロナワクチンの接種を受験要件としないことと明記されているが、 同ガイドラインの3.⑦では、受験生に予防接種を受けておくことが望ましいと明記されており、 矛盾しているのではないか。.....	27
Q77 新型コロナウイルスのワクチン接種の有無を受験要件にはしないということであるが、大学 の判断で接種者と未接種者の試験室を分けて試験を実施しても良いか。.....	27
Q78 新型コロナウイルスに罹患していないことの証明や新型コロナワクチンの接種を受験要件 にすることはできないが、任意にそうした情報を受験生から提出してもらうことは可能か。...28	

Q79 「3. ⑤試験当日における対応」について、試験当日に症状がある場合は、かかりつけ医や「受診・相談センター」(地域により名称が異なることがある。)に相談することを受験生に要請することとしているが、試験開始前までにかかりつけ医に相談できない場合はどうしたらよいか。.....	28
Q80 3. ⑤について、昨年度は、試験当日「37.5 度以上の発熱」がある場合は、受験を取り止め、追試験等の受験を検討することを要請することとされていたが、なぜ発熱による受験の取り止めに関する記述が削除されたのか。.....	28
Q81 上記の変更により、各大学の判断で 37.5 度以上の者の受験を認める(認めない)ことは可能か。.....	28
Q82 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の利用について、ガイドラインから記載が削除されたが、今後はどうすべきか。.....	29

第3 入試方法

Q1 専門職業人養成を目指す学部・学科において、当該職業に従事することへの受験生の意欲や適性をこれまで以上に評価できるように学校推薦型選抜や総合型選抜の募集人員を今後増やしたいと考えているが、それぞれの選抜区分の募集人員に上限はあるのか。

A 令和5年度大学入学者選抜実施要項(以下「実施要項」という。)において、校長の推薦がなければ受験できない学校推薦型選抜は、学部等募集単位ごとに入学定員の5割を超えないこととされていますが、公募型の総合型選抜については、募集人員に関する制約はありませんので、それを踏まえ、各大学において学校推薦型選抜と総合型選抜の募集人員の設定をご検討ください。

なお、医師などの高度な専門知識等が必要な職業分野を目指す入学者を総合型選抜で決定することは、入学後の学修や目指す職業とのミスマッチを防止する効果が期待できることから、本年度の実施要項でも、入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意することとしています。

Q2 新たに設定された「多様な背景を持った者を対象とする選抜」について、大学で何らかの対応が必要なのか。必要な場合、具体的にどのような者を対象に選抜をすればよいのか。

A 例えば理工系分野の女子など、新たに設定した「多様な背景を持った者を対象とする選抜」は、実質的公平性の追求や多様性を生かすキャンパスの実現のために、多様な背景を持った者を対象とした選抜が行われることを期待して設定したものです。

そうした選抜を実施するかどうかは各大学がアドミッション・ポリシーに基づき判断するものと考えていますが、実施する場合には、選抜の趣旨や方法について、社会に対して合理的な説明を行うようお願いします。

なお、具体的な対象者等については、昨年取りまとめられた「大学入試のあり方に関する検討会議」の提言の巻末資料に多様な背景を持った学生に対する特別選抜の実施例が掲載されていますので、ご参考ください。

(参考) https://www.mext.go.jp/content/20210707-mxt_daigakuc02-000016687_8.pdf

Q3 新たに大学入学者選抜実施要項の「第3 入試方法」に追加された「多様な背景を持った者を対象とする選抜」については、試験期日、入学願書受付期間、合格者の決定発表の時期等が定められていないが、大学において適宜定めてもよいのか。

A 「多様な背景を持った者を対象とする選抜」の試験期日、入学願書受付期間、合格者の決定発表の時期等については、選抜の方法が一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜に準じるものであることから、具体的な選抜の方法に応じて、一般選抜、総合型選

抜、学校推薦型選抜と同様の日程で実施されることを想定しています。

なお、令和7年度大学入学者選抜実施要項の予告(令和3年7月高等教育局長通知)において通知しているとおり、令和7年度大学入学者選抜から入試方法と各大学が必要に応じて募集する対象者を整理する予定であり、募集・選抜する対象者によっては、試験期日等は適宜大学が定める日程で実施することとする予定です(現在の帰国生徒、社会人、私費外国人、秋季入学志願者等は、引き続き、各大学が適切に判断することとする予定です)。

第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

Q4 第7の1に定められている「入学者選抜に関する基本的な事項」発表後において、大規模な災害の発生などにより当該大学において入学者選抜が実施できない場合を除き、変更してはならないこととされている「受験者に不利益を与える恐れのある変更」とは具体的にどのような変更か。

A 具体的には、出題教科・科目の変更や、個別試験を取りやめて共通テストの成績のみで合否判定をするといった変更など、受験生に予見できない不利益を及ぼすものを想定しています。

なお、感染拡大防止の観点から受験生の不利とならない形で行う以下のような変更については、該当しないものと考えていますが、その場合でもホームページ等により早急に広く情報提供に努めるようお願いします。

- ・面接をオンラインで実施
- ・試験時間を短縮、開始時間の変更
- ・実技試験の方法の変更
- ・試験会場等の変更 等

第9 出願資格

Q5 大学に入学を出願することのできる者の根拠規定として、学校教育法第90条の規定に加え、なぜ下位規則である学校教育法施行規則第150条及び第154条の規定を明記したのか。

A 大学に入学を出願することのできる者は、Q6の回答のとおり多様であり、理解が不十分なまま、入学志願者の出願が拒否されるようなことがないように、大学に出願できる有資格者の根拠となる規定を補ったものです。出願資格は、入学志願者それぞれの受験機会に大きく関わるものであることから、判断に迷う場合は、大学入試室にご確認ください。

Q6 専修学校高等課程の修了者は全て出願資格を有するのか。

A 大学に入学を出願することのできる者は、文部科学大臣に指定された専修学校高等課程の修了者（大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者を含む。）です。

（参考）文部科学大臣指定専修学校高等課程一覧

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/1234679.htm

この他、高等学校等を卒業した者以外の出願資格は以下の URL に掲載されている資格取得者又は取得見込者です。

（参考）大学入学資格について

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm

第 13 その他注意事項

4 入学者選抜の公平性・公正性の確保関係

Q7 例えば、面接の待機中における試験室での電子機器の使用等、実施要項に例示されていない行為も、大学の判断で不正行為に該当する行為としてもよいか。

A 学内で検討し、入試方法や受験者数など、大学の実情を勘案し、受験生の不正行為を防止するために合理的な理由があるものについては、受験生に求める内容を整理し、その内容を募集要項等において周知してください。

8 災害等の不測の事態への対応関係

Q8 危機事象発生時のマニュアル等の作成や見直しに当たり、警察や消防へ相談することとした意図はなにか。

A マニュアル等の整備・見直しの対象には、警備体制や救助要請等に関する事項も含まれることから、有事の際に迅速に対応するためにも、警察や消防等、緊密な連携が必要と判断する機関へ相談することを想定しています。

Q9 大学として危機事象発生時の対策マニュアルが整備されている場合でも、入試に特化したマニュアルの作成が必要か。

A 大学が様々な活動を行う上で、災害や事件事故が発生した場合に、どのような指揮命令系統の下で対応するかを予め整理されている場合は、必ずしも入試に特化したマニュアルの作成は必要ないと考えます。

第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等

1 試験期日等(2)関係

(受験機会確保を必要とする対象者関係)

Q10 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替の設定(以下「追試験又は振替受験の設定」という。)を要請する趣旨は、新型コロナウイルスに罹患又は罹患しているおそれのある者の受験機会を確保するためということか。

A 貴見のとおりです。

Q11 追試験又は振替受験の設定を行う対象者は新型コロナウイルスに罹患又はその濃厚接触者に限定してよいか。

A 「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の3. ④において追試験等の受験の検討を要請する対象者は、試験の前から継続して発熱・咳等のある受験生としていますので、これにより受験予定の試験を受験できなかった受験者については、新型コロナウイルス感染症の罹患者等に限らず、追試験の受験を認めることが適切と考えます。

Q12 受験予定だった試験を新型コロナウイルス感染症等に罹患したことを理由に追試験を許可する場合に診断書等の提出を求めるることは可能か。

A 実施要項で追試験等を設けることとしている趣旨は、新型コロナウイルス感染症等に罹患し、試験をやむを得ず受験することができなかった者の受験機会の確保が目的です。

ガイドラインの2. (2)③において、診断書の提出を求める場合には、感染拡大リスクや医療提供体制の逼迫状況等により、その提出等が困難な場合を考慮し、個々の受験生の状況に応じて対応することとしています。このことについては、「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について」(令和4年11月4日付け厚生労働省事務連絡)により、今後多数の発熱患者が生じる可能性を踏まえ、「発熱外来のひつ迫等を回避するため、従業員又は生徒に医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めない」ことが要請されていることを踏まえ、当該事務連絡を確認の上、適切な対応をお願いします。

(参考) 「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について」(令和4年11月4日付け厚生労働省事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001008879.pdf>

(受験機会確保関係)

Q13 実施するすべての個別学力検査において、追試験又は振替受験の設定が必要なのか。また、この対応については、事前に大学のホームページ等で公表をした方がよいか。

A 受験生の受験機会確保の観点から、少なくとも学部等の募集単位で、追試験又は振替受験の設定を実施してください。なお、各大学の講じた措置を周知するため、文部科学省ホームページに掲載しますので、大学においても、大学のホームページ等を通じて、公表するようお願いします。

Q14 追試験又は振替受験の設定はいつまでに公表すればよいのか。

A 昨年度同様、今年度も、新型コロナウイルス感染症等に罹患した受験生の受験機会を確保するため、各大学は、

(ア)追試験の設定

(イ)追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替のいずれか一つを必ず講ずることが求められていますので、必ずしも7月 31 日までに公表が必要ではありませんが、決定次第速やかに公表をお願いします。

なお、公表する際には、実施要項第7の1にあるとおり、入試方法の区分ごとに、

- ・個別学力検査の実施教科・科目、
- ・選抜の方法(小論文の出題や面接の実施等)
- ・その他入学者選抜に関する基本的な事項

を公表するよう、お願いします。

Q15 複数の試験日程終了後にそれぞれの試験の追試験を一括して実施することは可能か。

A 可能です。

Q16 「追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替」を行う代替措置として、受験料を返金し、改めて別日程の一般選抜の受験を案内することは可能か。

A 返金手続きや再度の出願手続きが受験生にとって過度に負担になるようなことがなければ可能と考えます。

Q17 Q16 に関する対応が可能な場合に、当初予定していた受験料よりも案内する一般選抜の受験料が高額となつても構わないか。

A 「追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替」を行うこととしており、受験生

の想定と異なる追加の受験料を求めるることは妥当ではないと考えます。

Q18 Q16に関する対応において別日程を案内したが、入学志願者が受験しなかった場合には、大学としては受験機会を確保するための措置を講じたものと考えてよいか。

A 追加的な受験料の負担がないということであれば、受験機会を確保するための対応がなされたものと考えます。

Q19 追試験又は振替受験の設定を要するのは、総合型選抜・学校推薦型選抜を含むすべての選抜においてなのか。

A 2月1日以降に実施する個別学力検査が対象ですが、総合型選抜や学校推薦型選抜においても適宜受験機会が確保されるよう配慮をお願いします。

Q20 Q19に関連して、2月1日以前に個別学力検査を実施すれば受験機会の確保のための配慮は不要なのか。

A 個別学力検査の実施は実施要項において2月1日以降とされております。

Q21 一般選抜における個別学力検査において別日程への受験の振替を行う場合、総合型選抜で実施する個別学力検査に振り替えることは可能か。

A 選抜方法が異なる場合、一般選抜の受験生と、個別学力検査以外の評価も含めて合否判定する他の選抜の受験生の成績を単純比較することは困難と考えます。ただし、総合型選抜の個別学力検査を活用し、当該学力検査が実施される日程で一般選抜における追試験を実施することは可能と考えます。

Q22 共通テストを利用しない一般選抜の追試験を、共通テストと入学志願者本人の記載する資料を組み合わせて選抜することを検討しているが、大学入試センターから成績提供をしてもらえるのか。

A 共通テストの利用を予定していない選抜区分の場合、共通テストを受験する予定がない受験生にとっては、共通テストの受験やそのための検定料等の追加的な負担が生じることから、受験生に対し、共通テストの出願開始前(9/26以前)に周知している場合を除き、追試験の選抜資料として共通テストの成績を活用することは、望ましくないと考えます。

なお、本来受験する選抜区分において共通テストを利用する場合には、ご質問のような方法で追試験を実施することは可能と考えます。

Q23 一般選抜後期日程しか実施しない国立大学が追試験を実施する場合、令和5年3月25日までの学力検査や3月31日までの合格発表を行うためには、2週間程度の期間を設けることが困難であるが、どのように対応すべきか。

A 共通テストについては、本試験の2週間後に追試験が行われますが、この2週間という期間は、一般選抜における追試験の設定にも適用されるものではありません。例えば、後期日程終了後、10日程度の期間を設けて追試験を実施することで、3月25日までに試験を実施することは可能と考えます。

また、学力検査の実施が困難な場合には、大学入学共通テストの成績と口頭試問や面接、志願者本人が記載する資料等を活用して追試験を実施することも可能と考えます。

Q24 「令和4年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について(依頼)」(令和4年1月11日付け3文科高第1161号高等教育局長通知)で要請された個別学力検査の追試・振替試験のいずれも受験できなかった者に対する再度の追試の設定等については、令和5年度大学入学者選抜においては特段の対応は不要という理解でよいか。

A 令和4年11月29日の文部科学大臣の記者会見において、令和5年度大学入学者選抜の取扱いについては、新型コロナウィルス感染症を理由とする自宅待機期間等が昨年に比べて大幅に短縮されていることに加え、無症状の濃厚接触者はこれまでどおり受験可能としているところであり、いずれの試験も受験できないことは通常想定しにくくと考えられることから、現下の感染状況では昨年度と同様の対応を求める予定はない旨を説明しています。なお、本取扱いについては、今後の感染状況の見通しを含む様々な状況を勘案し、検討を行ってまいります。

Q25 3月末に実施する試験の追試験を実施、合否判定をする場合、追試験の期日が3月26日以降となったり、合格発表が4月1日以降となることは許容されるのか。

A 試験期日は2月1日から3月25日まで、合格者の決定発表は3月31日までを順守するようご対応ください。

Q26 3月末に試験を実施する場合は、追試験を実施しなくともよいという理解でよいか。

A 試験期日は2月1日から3月25日まで、合格者の決定発表は3月31日までとされていますので、このことを念頭に各大学においてご判断ください。

(受験機会の確保のための個別学力検査関係)

Q27 「個別学力検査」には、小論文、面接、実技検査等は該当しないと考えられるため、

これらの選抜においては、実施要項における受験機会確保の措置（追試又は振替受験の設置）を必ずしも求めるものではないという理解で良いか。

- A 個別学力検査には該当しないため、必ず講ずることを求めるものではありませんが、受験機会確保の観点から、可能な限り同様の配慮をお願いします。

Q28 一般選抜において個別学力検査実施日と面接試験実施日が異なる場合に、新型コロナウイルス感染症等に罹患したため、面接試験のみ受験できなかった受験生に対し、追試等の対応が必要か。

- A 面接等は、個別学力検査には該当しないため、面接等の単位で追試験を講ずることを求めるものではありませんが、個別学力検査と組み合わせて選抜する場合には、受験機会確保の観点から、個別学力検査と同様の配慮をお願いします。

Q29 新型コロナウイルス対策として、最初から個別学力検査を取りやめて大学入学共通テストの結果で選抜するように変更してよいか。

- A 各大学のアドミッション・ポリシーに基づきご判断いただくことですが、実施要項第14の3(1)②のとおり、8月1日以降は、個別学力検査を実施する教科・科目の変更や個別学力検査の中止など、受験生に不利益を与える恐れのある変更は行わないようお願いします。

Q30 追試験を実施する場合、受験予定だった試験と追試験で出題する教科・科目に差異があつてもよいか。

- A 追試験に出題する教科・科目が受験生の準備に大きな影響が生じない範囲であれば可能と考えますが、その場合でも募集要項等で予め追試験に出題する教科・科目を周知するなど、受験生の予見可能性を十分に確保するよう努めてください。

Q31 別日程への振替を行う場合、本来受験する予定だった試験で出題する教科・科目と異なる教科・科目を受験することになつても問題ないか。

- A 振替日程の試験に出題する教科・科目が受験生の準備に大きな影響が生じない範囲であれば可能と考えますが、その場合でも募集要項等で予め振替受験となる場合に受験する試験の教科・科目を周知するなど、受験生の予見可能性を十分に確保するよう努めてください。

Q32 本来受験する予定だった試験で個別学力検査を実施している場合において、追試験は個別学力検査を実施せず、小論文や面接のみで選抜を実施することや大学入学共通

テストの成績と調査書等の書類審査のみで選抜を行うことは可能か。

A 各大学のアドミッション・ポリシーのもと、受験生に求める能力や評価しようとする能力を、そうした代替措置で判断できると考えられる場合は可能と考えます。

(定員管理関係)

Q33 募集人員の考え方について、追試験を実施する場合、対象受験生は、本来受験する予定だった試験における受験生として取り扱うということでよいか。また、振替を実施する場合、対象受験生は、振替先の試験の受験生として扱うということでよいか。

A 貴見のとおりです。

Q34 選抜における最後の日程において追試験を設けた場合、追加合格者数が想定できず、入学定員充足率に影響が生じることが考えられる。令和5年度大学入学者選抜においても昨年度のような、入学定員超過に係る取扱いを緩和することは検討しているか。

A 受験生の受験機会の確保が図られるよう、各大学における個別学力検査の追試験又は振替受験の設定がされ、それらの試験により合格し、入学した者については、昨年度と同様、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金の入学定員超過率の算定において例外的な取扱いを行うこととしています。これに加え、複数年度にわたる入学定員への例外的な取扱いが収容定員管理やこれに伴う基盤的経費の算定にも大きく影響することがないよう、収容定員管理に係る取扱いに対しても、例外的な取扱いを行うこととしています(令和4年10月28日付け4文科高第1133号高等教育局長・高等教育部私学部長通知)。詳細は通知をご確認ください。

1 試験期日等(5)関係

Q35 資格・検定試験等を選抜の資料に活用している場合について、既に延期又は中止になった検定日等があり、受験生が出願時に必要な資料を準備できない場合には、例えば合否判定の開始前まで提出期限を延期することは可能か。

A 資格・検定試験については、様々な分野において入学者選抜で活用する大学が多い一方で、新型コロナウィルス感染症の拡大によってこれらの試験が延期又は中止となることも予想されます。

このため、各大学においては、資格・検定試験を活用する場合には、延期又は中止となったこれらの試験を受検できなかったことをもって、入学志願者が不利益を被らないような代替措置を講じるようお願いしているところです。その対応方策の一つとしてご質問のような対応は妥当な措置の一つと考えます。

2 調査書 関係

Q36 実施要項第14の2(4)について、「新型コロナウイルス感染症の影響により、出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないとこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。」こととされているが、「記載が少ないこと等」の「等」には、新型コロナウイルス感染症の影響による出席停止等も含まれていると理解してよいか。

A 貴見のとおりです。新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業や分散登校、出席停止等に伴う「9. 出欠の記録」欄への記載内容（「出席日数」、「出席停止・忌引き等の日数」、「出席しなければならない日数」等）により、特定の入学志願者が不利益を被ることがないようお願いします。

Q37 オンラインを活用した特例の授業の参加日数について、「記載の有無によって、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないように」とあるが、記載されている場合は評価対象としてよいか。

A オンラインを活用した特例の授業については、各学校や生徒の状況に応じ参加日数が異なることが予想されるため、大学においては、記載の有無によって、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにするだけではなく、記載されている日数を評価の対象としないようにしてください。

3 その他(1)関係

Q38 受験機会確保の方策について、大学が公表する際には、具体的な追試験の実施期日や振替先の日程、その教科・科目まで明示する必要があるのか。または、当該選抜において追試験や別日程への受験の振替を行うということのみ公表すればよいのか。

A 受験生の予見可能性を確保するため、可能な限り詳細な情報の公表をお願いします。

別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について

Q39 別紙様式1(調査書様式)の記載事項の順番や、枠の配置を変更しても構わないか。

A 別紙様式1の記載事項の順番や枠の配置については変更しないでください。

Q40 各都道府県教育委員会等が構築した校務支援システム等において、調査書の各欄に文字数制限があり、必要な情報が記載出来ない場合、どう対応すればよいか。

A 調査書の各欄の記載分量については、「調査書記入上の注意事項等について」の1のとおり、枠の大きさや文字の大きさは任意としており、特に制限は設けていません。一方、校務支援システム等において必要な情報が記載出来ない場合は、当該欄に「別紙

参考」と明記の上、別紙を添付しご対応ください。

Q41 調査書の枚数が任意となったことに伴い、A4用紙で出力して2枚以上となる場合、
①2枚目以降の紙に生徒氏名が記載される欄が無いが問題は無いか。②最終頁にしか、
学校長印が押される欄が無いが問題は無いか。③ホッチキス止めを行う必要があるか。
その際、契印を押す必要があるか。

A 調査書が2枚以上となる場合は、高等学校や自治体の公印規則等の規定に従って、
適切に対応してください。

規定がない場合は、その真正性について大学が確実に確認出来るように、高等学校
において、厳封の上、一綴の資料として大学へ提出してください。

また、高等学校において調査書を作成する際に、資料の落丁、散逸を防止するため、
学校長の判断で、様式欄外の各頁に志願者の氏名等を記載することやホッチキス等で
綴じることなどの工夫をすることは可能です。

Q42 調査書の印刷の出力形式について、A4の資料2枚をA3用紙に印刷し、大学に提出
して構わないか。

A 調査書の枚数は任意と zwar いますが、印刷の出力形式については、提出先の大学に
確認した上で、設置者や各高等学校の判断で対応してください。また、調査書の提出を
受ける大学においては、高等学校等からA3用紙による調査書提出について事前確認
がない場合でも、A4用紙での再提出などの負担を求めるることは避け、提出された調査
書を活用してください。なお、実施要項第5の6のとおり、過年度卒業生については、従
前の様式による提出が可能です。

Q43 Q42について、「調査書記入上の注意事項等について」の4のとおりA4で出力する
場合も大学に確認が必要なのか。

A Q42 はA3で出力することについてのご質問に対する回答です。「調査書記入上の注
意事項等について」の4が原則になりますので、大学への問い合わせは不要です。

Q44 平成31年4月1日より、高等学校等では従来の「総合的な学習の時間」に代わり、新
高等学校学習指導要領による「総合的な探究の時間」が先行実施されていることから、
本年6月3日付で周知されている実施要項の別紙様式1の調査書の「総合的な学習
の時間」と表記されている箇所は、「総合的な探究の時間」としてもよいか。

A 修正して構いません。

なお、文部科学省よりお示ししている新学習指導要領下での高等学校の指導要録(参

考様式)は 2022 年 4 月 1 日以降に入学する者から適用することとしておりますが、先行して指導要録において「総合的な探究の時間」と名称を改め記録している高等学校等もありますので、昨年 6 月 9 日付けの事務連絡にて、調査書の「総合的な学習の時間」の欄の記載方法については、以下の取扱いとすることとし、周知していますので、調査書を受け取る大学においては、適切な運用をお願いします。

- ① 指導要録において「総合的な探究の時間」として記録している場合は、調査書の「総合的な学習の時間」と表記されている箇所にその内容を記載すること。
- ② 調査書に「総合的な学習の時間」と表記されている箇所を、「総合的な探究の時間」に修正しても差し支えないこと。
- ③ 各大学においては、高等学校等から提出される調査書の「総合的な学習の時間」の表記が「総合的な探究の時間」に修正されていても、同一のものとして扱うこと。

Q45 部活動における入賞歴などは、「7. 指導上参考となる諸事項」の「(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等」及び「(5)表彰・顕彰等の記録」のどちらに記載すればよいのか。

A 単に入賞歴を記載する場合であれば、「(5)表彰・顕彰等の記録」に記載すればよいと考えますが、指導要録に記載されている内容に応じて適切な欄に記載してください。

Q46 「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、該当する欄を削除してもよいか。

A 削除せず、空欄としてください。

Q47 「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、「0」と記載すべきか。また、他の「出席しなければならない日数」等も同様に記載しなくてよいのか。

A 「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」の欄のみを記載しないこととしていますので、これらについては空欄としてください。

Q48 「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、全ての学年について記載しないということか。

A 一律に「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととしていますので、事由によらず、全ての学年の欄について空欄としてください。ただし、既に記入済みの「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」を改めて空欄にすることで新たな負担が生じる場合には、記入してあってもやむを得ないと考えます。

Q49 指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記録の作成が求められる前（令和3年4月1日以前）から、オンラインを活用した学習指導を実施していたが、指導要録上の記録はしていなかった。この場合、当該日数は調査書に記載しなくてもよいか。

A 調査書には、指導要録に記録されている内容を記載してください。指導要録において、令和3年4月1日以前のオンラインを活用した学習指導の記録を作成していない場合には、調査書にも記載する必要はありません。

なお、指導要録への記録については、以下を御参考ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00041.html#q7-2

Q50 当初参加を予定していた大会名等を記載する場合、どの程度の大会であれば記載することができるのか。

A 予定どおり参加していれば、その状況を記載することとなっていた大会名等を記載することを想定しています。

Q51 調査書の学校長印について、電子印鑑を使用してもよいか。

A 各学校の文書規則等に基づき真正性が証明できるようご対応ください。

令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン

1. 関係

Q52 ガイドラインのとおりに入学者選抜を実施しなければならないのか。

A ガイドラインは、各試験場の衛生管理体制の構築等に当たり、その望ましい内容・方法等について整理したものです。したがってこれらすべてについて必ず文言通り実施しなければならないという趣旨のものではありませんが、大学入学者選抜を実施する上では、受験生の安全確保のためにどのような対応を取るのか社会的な説明責任を果たすことが各大学には求められると考えます。

Q53 文部科学省が通知しているガイドラインは各大学の個別入試を対象にしていると理解すればよいか。

A ガイドラインは、各試験場において新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、受験生に安心して受験できる場を提供する視点に立って、大学入試センター及び各大学が共通テスト及び個別入試における試験実施体制を整えるに当たって活用されることを想定しています。

なお、大学入試センターは、ガイドラインを基に共通テストにおける感染対策等を策定

し、9月13日付で大学・教育委員会等へ周知しておりますので、共通テスト参加大学においては、大学入試センターの感染対策を順守し、試験の準備に遺漏のないようお願いします。

2. (1) 関係

Q54 受験者間の距離が1メートルを超えていれば試験室の収容定員の半分程度を超える試験室で試験を実施してもよいのか。

A 受験者間の距離が1メートル程度確保され、その他ガイドラインで示している様々な感染防止策を講じていれば、試験室の確保について、追加的な対応は不要です。

Q55 発熱・咳等の症状がなく、マスクを着用できない受験生が複数名いた場合、2メートル以上の間隔での座席配置を行うことで、同室としてよいか。

A 別室は2メートル以上の間隔での座席配置を行うことを基本としていますので、同室にて受験させることも可能です。なお、マスクを着用できない受験生がいる試験室では、特に会話や他の受験生との接触がないよう注意喚起の徹底をお願いします。

Q56 マスクの着用が困難な受験生や、発熱・咳等の症状のある受験生の控室については、これら以外の一般の受験生の控室とは別に用意すべきか。

A 受験生の控室を設ける場合には、そのようにしてください。また、試験室と同様の感染防止策を講じてください。

Q57 試験前日など直前に学生又は教職員の感染が判明した場合でも予定どおり試験を実施することは可能か。

A 試験開始前72時間以内に学内の学生又は教職員の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒してください(消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます)。

また、ガイドライン2(1)⑤のとおり、体調不良などを訴える者がいる場合に備え、代替の試験監督者等を確保しておくとともに、試験実施準備中から試験監督者等とその代替者の接触を避けることや、準備作業をグループ分けし、作業時間をずらすなどの工夫をすることで、円滑な試験実施ができるよう準備をお願いします。

Q58 学内感染者が活動した範囲が試験実施までに特定できない場合は、どのような対応が必要か。

A 当該感染者が確実に活動していない範囲で試験室を確保するか、当該感染者が活動

した可能性がある試験室全体を消毒対象として対応するようお願いします。

Q59 受験前に受験生が濃厚接触者であるかどうかを確認する方法はあるのか。

A 試験実施大学が個々の受験生について濃厚接触者であるかどうかを確認することは困難であり、本人からの申告によって対応することが必要です。なお、濃厚接触者とは、あくまで保健所から直接又は間接的に特定された者のことです。

Q60 Q59について、他の疾患等による追試験対象者と違い、診断書等での確認が出来ないことについて、自己申告のみで大学で判断してよいのか。

A 保健所において濃厚接触者であることを文書等で証明する義務はなく、大学が受験生に対し、医療機関や保健所に各種証明を請求させるようなことは、医療提供や保健所業務の妨げにもなりかねませんので、受験生からの自己申告を受けて判断してください。なお、他の疾患等の確認も含め、診断書等の扱いについてはQ12を参照ください。

Q61 受験生と接触する可能性のある試験監督者等に新型コロナワクチンの接種を推奨してもよいか。

A 試験場における感染症対策の一環として、試験監督者等に新型コロナワクチンの接種について協力をお願いすることは可能です。ただし、ワクチンの接種は強制ではなく、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われることや、医学的な事由により接種を受けられない人もいることを念頭に置いて、接種に際し細やかな配慮をお願いします※。

(参考) 厚生労働省HP(新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け) 1. 緊急事態宣言と政府の方針 問9)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q1-10

2. (2) 関係

Q62 受験生に対し、試験当日はマスクの着用を義務付けることは可能か。

A ガイドライン「2. 試験場の衛生管理体制等の構築」(2)①においては、発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務づけるようお願いしています。なお、マスクを忘れた受験生のために事前に未所持者に提供可能なマスクを大学において準備いただくこともお願いします。

Q63 マスク着用の義務付けについて、試験時間中は会話をしないことから、マスクを外し

て受験することを希望する者がいる場合には、許可してもよいか。

- A 会話をしない状況であっても、くしゃみ等によって飛沫が拡散することも起こり得ることから、マスク着用の上、受験させてください。

Q64 受験時に不織布製のマスクを着用するよう、受験生に周知してよいか。

- A 政府のHPにおいても「品質の確かな、できれば不織布を着用してください。」(<https://corona.go.jp/proposal/>)と周知されていますので、周知することは適切だと考えますが、受験生が着用するマスクの材質のみを理由に受験を認めないと不利益な取扱いにならないようご留意ください。

なお、マスクの効果に関しては、以下に掲載されていますので、ご参考ください。

(参考) マスクの効果について

<https://corona.go.jp/proposal/>

Q65-1 濃厚接触者として受験前に把握できた場合は、受験を控えてもらうべきか。

- A 保健所が特定した濃厚接触者のうち、行政検査の結果が陰性であり、試験当日も発熱・咳等の症状がないことや別室受験等の要件を満たす場合には、各大学の判断で受験を認めることが可能です。

Q65-2 現在、厚生労働省から示されている療養の考え方では、高齢者や基礎疾患のある方などを除く重症化リスクの低い方について、抗原定性検査キットでセルフチェックした結果が陽性の場合であって、軽症状などのため、医療機関に行くことなく自宅で速やかな療養を開始したい者は、健康フォローアップセンターに連絡・登録し、療養することになっている。このことについて、当該療養者の療養期間中に同居家族が受験する場合、当該受験生は濃厚接触者となるのか。

- A 当該受験生については、陽性者の同居家族になりますので、セルフチェック前から家庭内における感染症対策(飲食、入浴、就寝等を共にせず、部屋を分けて生活するなど空間的な分離を徹底)がされていなければ、厚生労働省事務連絡(令和4年9月12日付け、令和4年11月25日最終改正)のとおり、濃厚接触者の待機期間が適用となります。

(参考) 「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」

(令和4年9月12日付け厚生労働省事務連絡、令和4年11月25日最終改正)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001016950.pdf>

Q65-3 Q65-2 の受験生が濃厚接触者となる場合について、行政検査は実施されないこ

とになるが、試験当日に無症状であれば、受験させてもよいのか。

- A 試験当日に無症状であれば公共交通機関を使用させずに別室で受験させてください。
なお、可能であれば抗原定性検査キットによる陰性確認を行うよう依頼してください。

Q65-4 Q65-2 の受験生について、家庭内における感染症対策がなされている場合は、濃厚接触者ではなく、通常の受験生として対応してよいか。また、通常の受験生として対応する場合、家庭内における感染症対策の有無は誰が確認をするのか。

- A 家庭内で感染症対策をしていたことが確認できれば、通常の受験生として対応してください。なお、家庭内で感染症対策をしていたかどうかについては、本人の自己申告により入学者選抜を実施する大学で確認をしてください。

Q66 無症状の濃厚接触者が受験を希望する場合には必ず受験を認めないといけないのか。

- A 共通テストについては、受験を認める際の要件すべてを満たせば、必ず受験を認めることになりますが、各大学の個別学力検査においては、追試験等の代替措置も含めて受験機会が確保されるよう対応してください。

Q67 無症状の濃厚接触者の受験を認める場合の要件を満たしているかどうかの確認は、本人からの申告のみで大学が判断してよいのか。

- A 本人からの申告を基にご判断ください。その際、以下の例のような項目について、受験生が自署した書面をFAX・メール等で提出させることが考えられます。また、口頭により確認した事項は、記録しておくことが適切と考えます。

(受験生から報告を求める例)

- ・受験番号
- ・試験場コード
- ・氏名及び緊急連絡先
- ・濃厚接触者に該当すると判断した保健所の名称
- ・保健所から濃厚接触者に該当すると連絡があった日
- ・保健所から健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう指示されている期間
- ・保健所によるPCR検査の結果(一般的のクリニック等での検査では受験要件を満たさないこと。)※行政検査が実施されない自治体においては、各地域の実情に応じて対応すること。

Q68 無症状の濃厚接触者が受験するためには公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているのか。

A 自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、バイク、自転車のほか、以下の条件のもと利用するタクシー、ハイヤー、海上タクシーについて、ガイドライン2(2)④のiii)に示す公共の交通機関には該当せず利用可能です。なお、いずれの交通手段であっても、感染防止策を徹底していることが必要です。

- 1) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること(例:マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと 等)。
- 2) 利用車両等が特定できるよう、濃厚接触者であるが、行政検査が陰性かつ無症状であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること(流しのタクシーは利用しないこと)。

※濃厚接触者の行政検査が実施されない自治体の受験生においては、抗原定性検査キットにより陰性確認を行っていることを告げた上で、予約を行うこと。

なお、無症状の濃厚接触者であっても一定の要件を満たす場合には受験できることを可能としたのは、あくまでも受験機会を最大限に確保するためであり、各大学の個別学力検査において、追試験等の代替手段により受験機会が確保されている場合には、交通手段の確保が難しい受験生に対し、そうした選択肢も含めて、受験生が選択できるようご指導いただくことが考えられます。

Q69 濃厚接触者となった受験生から、タクシー等の予約ができなかつとの連絡を受けたが、どのように対応すればよいか。

A 無症状の濃厚接触者が受験するための移動手段について、Q68 に示すタクシー、ハイヤー、海上タクシーを利用する際には、まずは受験生本人でタクシー事業者に予約の相談をしていただきますが、地域の事業者の数が限られるなど、万が一、受験生自身での予約ができない場合を想定し、文部科学省に相談窓口を設置していますので、当該窓口(連絡先:03-6734-4739、03-6734-4752 ※令和5年1月 10 日開設)に連絡いただくよう周知をお願いします。

(参考) 無症状の濃厚接触者の受験者のうちタクシー、ハイヤー、海上タクシーでの移動を希望する皆様へ

https://www.mext.go.jp/nyushi/mext_00003.html

Q70 無症状の濃厚接触者が受験する別室の監督者について、特別な感染症対策は必要か。

A ガイドラインを踏まえ、各大学で判断してください。

なお、ガイドライン2. (2)⑤に記載のとおり、試験時間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、ガイドラインで示す感染症対策が講じられていれば、他の受験生や試験監督官が感染するおそれは極めて少ない(日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い)と考えられます。

Q71 昼食時間は、例年、午前中の試験終了後から午後の試験開始までの休憩時間に設定している。このような設定の仕方をしていれば「時間を限定して設定」したことになるのか。

A ガイドラインにおいて昼食時間を限定して設定することとした趣旨は、感染リスクが高くなる飲食の時間を可能な限り限定することで感染リスクの低減を図るためですので、この趣旨を踏まえた昼食時間の設定をお願いします。

Q72 昼食以外の飲食について、受験生の控室などの飲食は禁止とするべきか。

A 感染拡大防止のため、控室での飲食については、水分補給やのど飴をなめること等、必要最小限となるような対応が適切と考えます。

Q73-1 ガイドラインの改定により、昼食時の対応における「黙食」の記載が無くなったが、昼食時の取扱いはこれまでと何か変わらぬのか。

A 今回のガイドラインの改定は、政府の基本的対処方針から「黙食」の記載が削除されたことを踏まえたものであり、昼食時の感染症対策の必要性や内容が特段変わるものではなく、引き続き、昼食時における受験生同士の会話、交流、接触を抑制していただくようお願いします。

Q73-2 既に大学入学共通テストの受験案内等の印刷物に「黙食」の用語を使用している場合、修正等の対応をしなければならないのか。

A 既に受験案内等の印刷物に「黙食」の用語を使用している場合は、今回必ずしも当該記述の見直しを求めるものではありません。

Q74 全員一律に検温する必要はないとのことだが、当日の朝に検温をし忘れた受験生に

対して、検温できるスペースを設けることは可能か。

A 受験生から検温を希望する申出があった場合には、休養室等に案内し、対応してください。

3. 関係

Q75-1 新型コロナウイルス感染症に罹患していたため入院していた者が退院した場合に、退院直後であっても受験を認めることは可能か。

A 医療機関を退院した者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第22条の「病原体を保有していないこと」に該当する者になりますので、受験を認めてください。

Q75-2 新型コロナウイルス感染症の無症状患者になった受験生が検体採取日から5日目に抗原定性検査キットを用いて陰性確認ができた場合は、その翌日からガイドライン3.③の「新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者」に該当しないという理解でよいか。

A 貴見のとおりです。検体採取日から5日目に抗原定性検査キットを用いて陰性を確認した場合は、5日間経過後(6日目)に療養解除が可能です。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底するよう要請してください。

Q76 ガイドライン3.③に新型コロナワクチンの接種を受験要件としないことと明記されているが、同ガイドラインの3.⑦では、受験生に予防接種を受けておくことが望ましいと明記されており、矛盾しているのではないか。

A ガイドラインの対象疾患は新型コロナウイルス感染症ですので、ガイドラインの3.⑦(2.(1)⑭においても同じ。)の「他の疾患の罹患等のリスクを減らすため」とは、新型コロナウイルス感染症以外を指していることになります。

Q77 新型コロナウイルスのワクチン接種の有無を受験要件にはしないということであるが、大学の判断で接種者と未接種者の試験室を分けて試験を実施しても良いか。

A 適切ではないと考えます。ワクチン接種を受けるかどうかは本人の意思や様々な事情等にも左右されるものであり、また、感染症ガイドラインは、専門医の監修のもと、それに則り対応すれば試験場での感染は防止できるという内容で構成されているものですので、これに基づき対策を徹底してもらうことが重要です。

Q78 新型コロナウイルスに罹患していないとの証明や新型コロナワクチンの接種を受験要件にすることはできないが、任意にそうした情報を受験生から提出してもらうことは可能か。

A そうした情報を受験生に提出してもらうことについて、合理的な説明ができないと考えますが、特段の事情がある場合はご相談ください。

Q79 「3. ⑤試験当日における対応」について、試験当日に症状がある場合は、かかりつけ医や「受診・相談センター」(地域により名称が異なることがある。)に相談することを受験生に要請することとしているが、試験開始前までにかかりつけ医に相談できない場合はどうしたらよいか。

A 当該項目は、試験当日における受験の可否に言及している項目ではなく、試験当日に体調が優れない受験生に対し、大学が要請することが考えられる事項をまとめているものです。したがって、発熱・咳等の症状がある受験生に対しては、試験当日であっても、医療機関の受診や「受診・相談センター」に相談することが基本だと考えますので、試験開始前後に関わらず、試験当日、体調が悪い受験生に対しては、医療機関の受診や「受診・相談センター」に相談するよう要請するとともに、無理して受験せず、追試験等を選択するよう要請することとしています。

Q80 3. ⑤について、昨年度は、試験当日「37.5 度以上の発熱」がある場合は、受験を取り止め、追試験等の受験を検討することを要請することとされていたが、なぜ発熱による受験の取り止めに関する記述が削除されたのか。

A 現状においては、新型コロナウイルスの株の主流がオミクロン株に置き換わり、オミクロン株は発熱を伴わない場合でも罹患している場合があるという特性を踏まえ、ガイドラインの策定に当たっては、感染症の専門家とも相談し、受験生に受験を控えるよう要請する判断基準から発熱に関する記述を削除し、感染が疑われる症状を列挙しています。

Q81 上記の変更により、各大学の判断で 37.5 度以上の者の受験を認める(認めない)ことは可能か。

A 入試を実施するまでのガイドラインを踏まえ、どのような対策を講じるかは最終的には各大学の責任の下に決定することですが、37.5 度以上の者の受験を認める(認めない)取扱いとすることについて、受験生やその保護者にその理由も含め十分に周知するとともに、特に受験を認めない扱いをするような場合には、確実に追試等による受験機会の確保をお願いします。

Q82 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の利用について、ガイドラインから記載が削除されたが、今後はどうすべきか。

A 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)については、年内を目途に機能が停止される予定である旨、厚生労働省から周知されています。したがって、COCOA 等の活用を受験生に求める必要はありません(ガイドライン3. ⑨も 12 月7日付けで削除しています)。

(参考) 厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA) COVID-19

Contact-Confirming Application

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html